

令和5年度南いわて関係人口創出事業 企画・運営等業務

企画コンペ実施要領

令和5年2月
県南広域振興局経営企画部

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和5年度南いわて関係人口創出事業企画・運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が遵守しなければならない一般的な事項を定めるものである。

1 本業務の概要

（1）業務件名及び数量

「令和5年度南いわて関係人口創出事業企画・運営等業務」一式

（2）委託期間

委託契約締結の日から令和6年2月29日（木）まで

（3）募集する企画提案の内容

資料2「業務仕様書」のとおり

（4）委託料の上限額

1,350千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 上記金額は現時点の見込であり、今後、令和5年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合、又は予算額に変更が生じた場合等にあっては、本件業務委託手続きについて停止の措置又は予算額の変更等を行うことがある。

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、県から参加資格の確認を受けた者とする。

また、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めたうえで参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

共同提案の場合、県は、必要に応じて、代表者以外の構成員についても、下記「3 企画コンペ手続等に関する事項」(5)に定める参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

【参加資格の要件】

- (1) 本業務の実施について、県の要請に応じて迅速かつ円滑に対応できる体制を整えていること。
- (2) 過去において官公庁、公共団体又は民間団体が発注する本業務に類似した業務を受注した実績があるなど、事業の実施に十分な能力及び事例があると認められること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (7) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (8) (7)に規定する期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年29日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (9) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続等に関する事項

(1) 提出及び問合せ先

岩手県県南広域振興局経営企画部 企画推進課ふるさと振興支援グループ
住所：〒023-0053 岩手県奥州市水沢大手町1番2号 奥州地区合同庁舎 2階
電話：0197-22-2812 ファックス：0197-22-3749
電子メールアドレス：BD0010@pref.iwate.jp

(2) 企画コンペ説明会

企画コンペ説明会は、行わない。

(3) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) → 「入札・コンペ・公募情報」

【交付資料】

- 資料1 企画コンペ実施要領(本書)
- 資料2 業務仕様書
- 資料3 企画提案審査要領

(4) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、次により受け付けるものとする。

ア 受付期間

令和5年2月20日（月）午後5時まで

イ 受付場所

上記「(1)提出及び問合せ先」に同じ。

ウ 提出方法

【様式1－1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、電子メールにより提出するものとする。

エ 回答方法

受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県公式ホームページに随時掲載するものとする。

オ 回答期日

令和5年2月27日（月）を最終の回答期日とする。

(5) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

下記のとおり。

なお、共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ【様式1－3】を提出すること。

- ・【様式1－2】 参加資格確認申請書
- ・【様式1－3】 会社概要及び過去の主な同種事業実績
- ・【様式1－4】 受付票
- ・参加資格確認結果の通知用封筒（長型3号封筒に参加資格確認結果の通知の送付先を明記し、84円分の切手を添付したもの）

イ 提出期限

令和5年3月1日（水）〔必着〕

ウ 提出先及び提出方法

- ・持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に3の(1)に直接提出すること。
- ・郵送の場合は、期日までに3の(1)に必着のこと。

エ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和5年3月2日（木）までに文書により通知する。

オ 留意事項

- ・上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができないものとする。
- ・参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

- ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。
- （ア）提出期限 令和5年3月3日（金）午後5時まで
- （イ）提出場所 3の(1)と同じ

(ウ) 提出方法 持参による

イ 県は、説明を求められたときは、令和5年3月7日（火）までに、説明を求めたものに対し郵送により書面等でその理由を回答する。

(7) 参加資格の喪失

参加者は、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案書等選考委員会の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(8) 企画提案書の作成

ア コンペ参加者は、資料2「業務仕様書」に沿った内容で、かつ次の事項を明確にした企画提案書を作成すること。

(ア) 業務実施のコンセプト・全体イメージ

(イ) 具体的実施方法（業務内容毎に作成）

(ウ) 実施スケジュール

(エ) 業務の管理体制

イ 企画提案書は、やむを得ないものを除き、原則、縦A4版左綴じ又は横A4版上綴じにまとめること。

ウ 企画提案は、コンペ参加者（共同提案にあっては当該共同体）1者につき1提案とすること。

エ 企画提案に当たり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

オ 企画提案は、全て企画提案書に記載すること。

カ 企画提案書にはページ番号を付すこと。

(9) 積算内容書の作成

ア 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書をA4判で作成すること。

なお、提案に係る費用の総額は、1の(4)に定める委託料の上限額を超えないこと。

イ 費用積算内訳書については、積算した金額のうち、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

ウ 積算内訳書は任意の様式によるものとし、企画提案書と別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、「県南広域振興局長」あてに、参加者の称号又は名称、代表者職氏名を記載、社印及び代表者印を押印の上、提出すること。

(10) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書 7部（正本1部、副本6部）

(イ) 積算内訳書 7部（正本1部、副本6部）

イ 提出期限

令和5年3月8日（水）〔必着〕

ウ 提出先及び提出方法

- ・持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に3の(1)に直接提出すること。
- ・郵送の場合は、封筒表に「企画コンペ提案書等」在中の旨を朱書きし、期日までに3の(1)に必着のこと。

エ 留意事項

- ・参加者1者につき1提案とする。また、企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- ・提案に係る費用の総額は、上記「1 本業務の概要」(4)の委託料の上限額を超えないものとする。

(11) 企画提案の無効

上記「(5) 参加資格の確認」才により参加資格が認められなかった者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出された提案
- イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- エ その他企画コンペに関する条件に違反した提案

(12) 企画コンペ参加の辞退

- ア 上記「(5) 参加資格の確認」の結果、参加資格を有すると認められた者が、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会に参加しない場合は、令和5年3月6日（月）までに、【様式1－5】「企画コンペ参加辞退届」を、上記「(1) 提出及び問合せ先」まで持参又は郵送により提出すること。
- イ アによりコンペに参加しなかった者は、これを理由として、以降、県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料3「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行うものとする。

なお、企画提案書等の内容が、上記「1 本業務の概要」(4)の委託料の上限額を超えた場合は、審査の対象とならないものとする。

(2) 企画提案選考委員会の開催

ア 開催日時(予定)

令和5年3月15日（水）（別途通知）

イ 開催場所(予定)

奥州地区合同庁舎（別途通知）

ウ 開催方法等

- ・審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて実施する。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオの使用は認めるが、追加資料等を提出することは認めない。
- ・ビデオ・プロジェクター等の機材を使用する場合は事前に連絡することとし、この場合の機材は、参加者の持込を原則とする。
- ・プレゼンテーションの順番については、上記「3 企画コンペ手続等に関する事項」(5)に掲げる書類の提出があった順とする。
- ・プレゼンテーションの時間は、1者当たり 25 分（説明 15 分、質疑応答 10 分）とする。
- ・参加者が 4 者を超える場合には、委員会において、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された 4 者により、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。なお、参加者が 4 者以下であった場合には、一次審査は行わないものとする。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、企画提案書のみによる審査又はオンラインでの審査会の選考委員会の実施を検討することとし、その場合は別途通知する。なお、オンラインでのプレゼンテーションは、オンライン会議システムZoomで行うこととする。

(3) 受託候補者の決定

- ア 県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第 1 順位の受託候補者を決定する。
- イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。
- ウ 第 1 順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね 15 日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

6 公正な企画コンペ実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとする。
- イ 提出書類は返却しないものとする。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

(2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) コンペスケジュール(予定)

ア 企画コンペ実施要領等の公表	2月 15 日 (水)
イ [質問票] の提出期限	2月 20 日 (月)
ウ 質問事項に対する最終回答	2月 27 日 (月)
エ [企画コンペ参加届出書] 提出期限	3月 1 日 (水)
オ 参加資格確認結果通知	3月 2 日 (木)
カ 参加資格確認結果説明要求 (認められなかった場合)	3月 3 日 (金)
キ [企画コンペ参加辞退届] 提出期限	3月 6 日 (月)
ク 参加資格確認結果理由最終回答	3月 7 日 (火)
ケ [企画提案書等] 提出期限	3月 8 日 (水)
コ 企画提案選考委員会（予定）	3月 15 日 (水)
サ 企画コンペ結果通知（予定）	3月下旬
シ 契約締結（予定）	4月以降

※ 現在の予定であり、変更する場合は、参加届提出者へ別途通知する。

(4) その他

- ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があつた場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、参加資格を認めないことがある。